

富士山市民のサロン けやきかん
指 定 管 理 者 公 募 要 項

令和6年11月
御殿場市教育部
社会教育課

問合せ先

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地
御殿場市教育部社会教育課社会教育スタッフ
電話番号 0550-82-0339
FAX 0550-81-0370
E-mail shakyo@city.gotemba.lg.jp

目 次

1	指定管理者の募集について	2
2	指定管理が求められること	2
3	指定管理対象施設の概要	3
4	管理の指定期間	3
5	指定管理者が行う業務の範囲・内容	4
6	利用料金及び指定管理業務に関する経費等	4
7	指定管理者の公募に関する事項	5
8	申請に関する事項	7
9	審査及び選定に関する事項	9
10	協定に関する事項	13
11	モニタリング及び事業評価に関する事項	13
12	関係法規の遵守	14
13	事務引継業務	15
14	指定期間開始の前（令和7年度中）に行う業務	15
15	その他	15

添付資料1 御殿場市地域防災計画（一部抜粋）

添付資料2 リスク分担表

添付資料3 御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

添付資料4 提出様式等

添付資料5 富士山市民のサロン けやきかんパンフレット写し

添付資料6 御殿場市環境マネジメントシステムマニュアル（第8版）

添付資料7 富士山市民のサロン けやきかん指定管理者業務仕様書

1 指定管理者の募集について

富士山市民のサロンけやきかん（以下「富士山市民のサロン」という。）は、「市民が集う生涯学習と憩いの場」をコンセプトに令和3年4月6日に開館しました。開館以来、市民の生涯学習の拠点及び、主に中高生の学習スペースとして広く多くの市民により愛され、利用されています。

開館から令和4年度まで御殿場市（以下「市」という。）の直営により運営しており、窓口業務等を民間に委託しておりました。令和5年度からは、この施設の効率的・効果的な管理運営を図り、市民サービスのより一層の向上を目指して、指定管理者制度を導入しております。

このたび、「御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、以下の要領で指定管理者を募集します。

[参考：根拠法令等]

※地方自治法第244条の2(第1、2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

※御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下、「手続条例」という。)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則に定めるところにより、指定管理者を公募する。

※御殿場市富士山市民のサロン条例(以下、「富士山市民のサロン条例」という。)

第4条 市長は、富士山市民のサロンの設置の目的を達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、市長が指定するものに富士山市民のサロンの管理を行わせることができる。

2 指定管理者に求められること

富士山市民のサロンは、御殿場駅前という好立地に位置し、広く市民により利用されており、かつ、生涯学習の重要な拠点、及び中学生、高校生を中心とした学習スペースとして活用されています。

富士山市民のサロンの指定管理業務においては、経費を抑え安定した運営はもとより、施設の利用者数の増加が求められています。特にこれからの市における生涯学習の担い手となり、富士山市民のサロンを繰り返し利用していただきたい生涯学習団体の利用者を増やすことは喫緊の課題です。

また、子どもから大人まで幅広い世代が交流できる憩いの場、学習スペースとしての利用など、富士山市民のサロンの可能性は多岐に渡ります。

そのためには、指定管理者が主体となり、利用者のニーズを把握して民間ならではの発想力とネットワークにより、現在よりも利用者に対し多様なサービスを提供し、様々な年

代に生涯学習活動を浸透、定着させること、また御殿場市SDGs推進宣言に基づき、地域の多様な関係者とのパートナーシップにより、環境・社会・経済の調和のとれたまちづくりに率先して取り組むことへの協力が望まれます。

3 指定管理対象施設の概要

個人が所有地に整備した建物の一部を市が賃借

(1) 名称 富士山市民のサロン けやきかん

(2) 所在地 御殿場市新橋2004番地の1

(3) 施設概要

① 構造 重量鉄骨造2階建て

② 建物全体面積 延床面積 498.79㎡

1階 258.03㎡、2階 240.76㎡

③ 市賃借面積 延床面積 460.89㎡

1階 239.27㎡、2階 221.62㎡

④ 駐輪場・障害者駐車場外 228.02㎡

⑤ 開館 令和3年4月6日

(4) 館内施設

市民ギャラリー、親子スペース、第1・2相談室、ラウンジ、自習室、生涯学習室 等

(5) 利用状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
累計来館者人数(人)	33,657	37,989	45,155
累計利用料(千円) (令和3・4年度は、 直営のため使用料)	129	103	127

(6) 現在の管理運営体制

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者制度により運営しております。

4 管理の指定期間

(1) 指定期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、手続条例第14条に基づき、教育委員会が管理を継続することが適当でないとする場合には、その指定を取り消すことがあります。

(2) 指定を取り消す場合の注意

教育委員会は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が管理を継続できないと認めるとき、指定管理者が後記11(6)の指示に従わないとき、指定を取

り消す場合があります。指定を取り消す場合、指定管理者の損害に対し、教育委員会は賠償責任を負いません。また、取り消しに伴う教育委員会の損害について、指定管理者に損害賠償請求を行うことがあります。

5 指定管理者が行う業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務は、以下の項目のとおりです。なお、各項目における業務の範囲・内容についての詳細は、別添の御殿場市富士山市民のサロン指定管理者業務仕様書「9業務内容」をご覧ください。

- (1) 設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (2) 窓口サービスに関する業務
- (3) 会議室の利用に関する業務
- (4) 維持管理業務
- (5) その他業務
- (6) その他当該施設の管理運営に関して必要と認める業務

[参考：条例]

御殿場市富士山市民のサロン条例第5条に規定する業務は以下の通り。

- (1) 富士山市民のサロンの設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (2) 富士山市民のサロンの利用の受付及び案内に関する業務
- (3) 富士山市民のサロンの利用の承認又は承認の取消し若しくは変更に関する業務
- (4) 富士山市民のサロンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (6) 利用料金の還付に関する業務
- (7) 富士山市民のサロンの共用日又は共用時間の変更に関する業務
- (8) 富士山市民のサロンの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (9) その他富士山市民のサロンの管理上、市長が必要と認める業務

※業務範囲に掲げるすべての業務を他の事業者へ委託することはできませんが、指定管理業務の一部の業務を委託する場合、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではありません。この場合、御殿場市内に事業所を有する企業を優先してください。

6 利用料金及び指定管理業務に関する経費等

(1) 利用料金制

指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法第244条の2第8項に基づく「利用料金制」を導入します。利用料金の額は、御殿場市富士山市民のサロン条例第10条に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができます。

(2) 指定管理料上限額の設定

市が想定している指定管理料の上限額（令和8～12年度）
各年度 12,933,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

市が支払う指定管理料は、次の指定期間中の各年度の上限として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、各年度に支払います。

※事業計画書作成においては、必ず当該上限金額の範囲内で提案してください。

<消費税の取扱いについて>

上記指定管理料の上限額は、消費税率10%で設定しています。指定管理料の設定額にあたっては、消費税率10%として計算してください。申請書提出後、税率変更が確定した場合には、添付資料3リスク分担表「税制度の変更」に基づき、その時点で指定管理料の修正（税率変更分の反映）を行います。

(3) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払時期や方法は、年度協定にて定めます。

(4) 利用料金・利用実績

3（5）のとおりです。

(5) 管理口座、会計について

指定管理業務に係る経費の出納は、本施設の指定管理業務に関わる専用の口座で管理し、富士山市民のサロンの管理運営・事業開催に関してだけの収支決算書（人件費、総務費等含む。）を毎年度作成してください。

(6) 収入について

① 利用料金

指定管理者は、利用料を自らの収入とすることができます。

② その他収入

その他収入として、コピー機利用料、広告収入等、指定管理者の収入とすることができます。

(7) 支出について

予算について、人件費、事務費、事業費及び管理費は、指定管理者からの予算提案額に基づき別途協定書で定めた予算額以内で執行してください。ただし、科目間の流用ができるものとします。

7 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

- 募集要項の配布 令和6年11月12日（火）～12月 3日（火）

- 公募の期間 令和6年11月12日(火)～12月13日(金)
- 説明会及び現地見学会 令和6年11月21日(木)
- 質問書の受付 令和6年11月21日(木)～11月26日(火)
- 質問書の回答 質問書の受付から1週間以内
- 申請書類の受付 令和6年12月6日(金)～12月13日(金)
- 選定審査会 令和7年1月下旬
- 選定結果通知 令和7年2月
- 議会の議決 市議会3月定例会
- 協定の締結 令和7年4月

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。

(2) 公募の手続き

① 要項の配付

要項を令和6年11月12日(火)から12月3日(火)まで配付します。

配付場所：御殿場市立図書館（御殿場市教育部社会教育課図書館スタッフ）

配付時間：午前9時～午後5時 ※土日祝日は除く

※市ホームページより、公募要項、仕様書、申請様式をダウンロードできます。施設概要は市ホームページより参照できます。

② 公募説明会及び現地見学会の開催

公募説明会及び現地見学会を以下の日程により開催します。参加を希望される場合は、申込書(様式第16号)を御殿場市教育部社会教育課図書館スタッフまで持参、郵送、E-mail、FAXのいずれかで提出してください。

開催日時：令和6年11月21日(木) 午前9時30分から(3時間程度を予定)

会場：御殿場市立図書館・新御殿場市立図書館建設地・富士岡地区図書館
富士山市民のサロン けやきかん

集合場所：御殿場市立図書館2階会議室

申込期限：令和6年11月18日(月) 午後5時締切

※郵送の場合は、11月18日(月) 午後5時必着

③ 公募要項に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年11月21日(木)～11月26日(火) 午後5時まで

受付方法：質問書(様式第17号)を、電子メールに添付して送付してください(FAXでの提出も受け付けます。)。なお、御殿場市立図書館・御殿場市富士山市民のサロンに共通する内容の質問については、御殿場市教育部社会教育課図書館スタッフにて受け付けます。

E-mail：shakyo@city.gotemba.lg.jp FAX：0550-81-0370

④ 公募要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、質問書の受付から1週間以内を目途に送付いたします。なお、送付対象者は、質問書提出者及び公募説明会に参加した事業者とします。

⑤ 申請書類の受付

受付期間：令和6年12月6日（金）～12月13日（金）午前9時～午後5時
※土日祝日は除く

受付方法：御殿場市教育部社会教育課図書館スタッフ宛に、持参または郵送のいずれかで提出してください（郵送の場合は、12月13日午後5時必着）。

8 申請に関する事項

(1) 申請者

① 申請資格

申請者は、法人又は団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。個人での申請は出来ません。

② グループで申請する場合は、代表団体等を定めることとします。（他の法人等は、当該グループの構成団体として扱います。）

③ 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 市から指名停止措置を受けている者

ウ 法人税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

カ 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者

(2) 申請書類

申請に際し、以下のとおり書類を提出してください。書類は左綴じとし、チューブファイル1冊に綴じて提出してください。書類のサイズはA4サイズ縦を原則としますが、説明を行う上で必要不可欠な場合のみA4サイズ縦の大きさに折り込んだ書類

の使用を認めます。書類を種類ごとに分ける際はラベルや間紙を用い、ホチキス等で綴じることはしないでください。

なお、書類については、同時に公募している御殿場市立図書館指定管理者申請書類と一緒に提出していただきます。また、御殿場市立図書館と共通の書類もありますので、注意してください。詳細は、共通の公募要項である「御殿場市立図書館及び富士山市民のサロンけやきかん指定管理者 公募要項」を参照してください。

① 提出部数

共通の公募要項別紙「提出様式一覧」に記載のとおりです。なお、資料の綴り順について共通の公募要項に記載していますので、確認してください。

② 指定管理者指定申請書・誓約書

様式第1号

※グループ申請の場合、グループ（共同体）構成員届等（様式第14号関係）、グループ内の協定・委任に係る書類の写しを提出してください。

③ 事業計画書

内容は様式第10号に記載のとおり

ア 団体の概要等について

イ 富士山市民のサロンの運営に関する計画について

ウ 富士山市民のサロンの管理業務に関する計画について

エ 全体の収支計画について

オ 自主事業の計画及び事業効果について

④ 事業者に関する書類

※グループ申請の場合は、各構成団体も以下の書類を提出してください。

ア 職員・従業員等調書（様式第12号）

イ 申出団体概要調書（様式第13号）

ウ 類似施設等管理運営実績表（様式第15号）※実績がある場合のみ提出

エ 定款の写し及び登記事項証明書又は法人若しくは団体の概要が分かるもの

a 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

b 法人等の経歴と実績、代表者の履歴、役員の構成、氏名

c 事業概要又はこれに準ずるもの（パンフレット可）

オ 経営、運営状況を明らかにする書類（過去3ヵ年分：令和3～令和5年度）

a 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの

b 財産目録

c 納税証明書（法人税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

(3) 留意事項

① 申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- ウ 審査会委員に個別に接触した場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- カ 事業計画書において、指定管理料が6（2）で示している上限額を越えて提示した場合

② 提案書類内容の変更の禁止

原則として、提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 申請書類の取り扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市が必要と認める場合は、指定管理者の候補者として選定された申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。また、審査結果の公表に必要な範囲でその他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

④ 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、書面にて指定管理者申請辞退届出書（様式第18号）を提出してください。

⑤ 返却

申請書類等は返却しません。

⑥ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

⑦ グループ申請の構成員の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能なものとします。その際には、新たな団体の「事業者に関する書類」を2部（原本1部、コピー1部）提出してください。

9 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の基準

指定管理者の選定にあたっては、審査会を設置し、審査会において「御殿場市公の

施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条の基準に基づく審査を行い、指

(参考) 御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 (抄)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準につき審査し、

当該公の施設の管理を行わせることが最も適当と認めるものを候補者として選定する。

- (1) 当該公の施設の平等利用が常に確保されること。
- (2) 当該公の施設の目的を効果的に発揮することができること。
- (3) 当該公の施設の管理を安定して行うための物的、人的能力を有していること。
- (4) 当該公の施設の管理に要する経費の縮減を図ることができることと認められること。

(2) 審査の基本項目

審査の基本項目は以下のとおりとします。なお、これらの項目は、下記項目順に事業計画書に必ず盛り込んでください。

① 指定管理者としての資質、適性に関する事項

ア 申請者の適性に関する項目

- a 申請団体の活動理念等
- b 業務遂行に伴う専門性
- c 類似業務の実績

イ 申請者の経営状況に関する事項

② 指定管理業務運営能力に関する事項

ア 施設運営計画に関する項目

- a 運営に関する基本理念
- b 利用に関する平等性の確保
- c 利用料金等の設定
- d 利用促進の方策
- e 利用者への案内、接遇等
- f 市民ニーズの把握及びサービスの向上
- g 人員配置計画
- h 職員研修
- i 環境への配慮
- j モニタリング

イ 施設管理計画に関する事項

- a 管理に関する基本方針
- b 清掃、環境衛生業務
- c 施設・設備の保守点検
- d 防犯対策
- e 個人情報保護

- f 緊急時及び災害時等の危機管理
 - g 事故防止等利用者の安全確保における具体策（職員配置・訓練等）
 - h 損害賠償能力
- ウ 収支計画に関する項目
- a 事業計画との整合性
 - b 収支バランス
 - c 長期財政計画
 - d 光熱水費の縮減
 - e 経費削減
- ③ 設置目的に基づき生涯学習の推進に寄与するための役割を最大限に発揮できること。
- ア 自主事業計画及び事業効果に関する項目
- a 事業実施方針
 - b 事業計画の創意工夫
 - c 事業効果
 - d 事業PR、広報
 - e 収支バランス
- イ その他生涯学習の推進に関する項目
- a 市及び市主催、共催事業等に対する協力量針
 - b その他市内生涯学習団体との協力量針
- (3) 審査の重要評価項目
- 審査において特に重要な評価項目は以下のとおりです。
- ① 富士山市民のサロンの運営上の基本方針
- 富士山市民のサロンが生涯学習の推進のために寄与する役割に注目した上で、運営上の総合的な基本方針などについて示してください。
- ア 富士山市民のサロンの基本コンセプト
- a 総合的な基本理念（業務の取り組み方針等）
 - b 施設管理業務を行っていく上での基本方針
- イ 富士山市民のサロンの経営方針
- a コストの節減を図っていく上での基本方針
 - b 環境負荷の低減（省エネルギーなど）による経費節減への基本方針
- ② 施設の運営に関する提案
- ア 施設運営の方針
- a 利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針
- 富士山市民のサロンは、利用料金制を採用します。御殿場市富士山市民のサロン条例第10条にて定める料金を限度として各利用区分利用料金を設定するとともに、料金設定の基本的な考え方を示してください。

- b 個人情報保護に対する対応
- c モニタリングによる利用者等からの意見、要望の把握とそれに対する対応方法

イ 運営体制と組織

a 運営組織の構造

富士山市民のサロンを運営する組織図を示してください。その中には各職員の雇用関係（確定できない場合には、現時点で想定できる関係）、それぞれの職員の勤務体制（勤務時間、休日設定など）を明示してください。

また、その組織が富士山市民のサロンの運営を行っていくうえで優れている点及び市内在住者の雇用に対する考え方を示してください。

b 施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービス

施設の効率的な運用と利用者に提供できるサービスとして、特記すべき内容があれば具体的に書いてください。

c 緊急時の対応

地震等、災害時等の対応に対する取り組みについて、災害時及び日常における事故の対応への取り組みについて示してください。

③ 収支予算書の適正性

提案された収支予算書の収支が適正でバランスが取れていることを示してください。

また、収支それぞれの科目に過不足なく、適正な金額を示してください。

④ 自主事業等を行っていく上での基本方針

市民の生涯学習に対する興味・意識を向上させることを目的として、具体的にどのような取り組みを実施するのか、示してください。

(4) 審査の手順

① 申請書類の確認と事前審査

団体からの提出資料について、教育部社会教育課で書類確認し、審査会がその内容を審査します。

② 審査方法

審査会開催日時：後日文書にてお知らせいたします。

審査会が審査基準に基づき、申請書類等の書類審査及び申請者へのヒアリング審査により、「選定審査採点表」の各項目について、評価、採点を行います。合計点数の最も高い者が2団体以上ある場合（同点の場合）の対応は、以下のとおり評価点が高い者を指定候補者とします。

「収支計画に関する項目」>「生涯学習に関する項目」>「運営管理計画に関する項目」

③ 指定管理者候補者の選定

審査会の出席委員の総合得点が最も高い順に優先順位を付け、総合得点が最も高い申請者を指定管理者候補者とします。総合得点が最も高い申請者が辞退した場合には、次点の申請者を指定管理者候補者とします。

④ 再度公募

あらかじめ合格のボーダーラインを規定し、総合得点が最も高い申請者の得点がボーダーラインに満たないときは、再度公募及び選定の手続を行います。

⑤ 選定結果の通知

審査結果は、申請者に文書で通知します。

⑥ 協定の締結

指定管理者選定後、候補者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。正式な協定は議会の議決を経て、候補者が指定管理者として指定された後に、協定を締結します。

⑦ 第2順位、第3順位の候補者との交渉

優先候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行います。

10 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

選定結果を基に、優秀候補者との協議を踏まえ仮協定を締結します。議会の議決後に優先候補者を指定管理者に指定するとともに、本協定を締結します。なお、協定書の発効は令和8年4月1日とします。

(2) 協定内容

御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に規定する、協定書に定める内容は次のとおりとします。

- ① 指定の期間に関する事項
- ② 事業計画、業務範囲及び内容に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ その他管理業務等の遂行に関し、必要な事項

11 モニタリング及び事業評価に関する事項

(1) 事業計画書

指定を受けた指定管理者は、当該指定管理に係る事業計画書を毎年度、開始前日までに提出し承認を得なければなりません。

(2) 事業報告書、収支報告書

指定を受けた指定管理者は、当該指定管理に係る年度報告書、収支報告書を毎会計年度の終了後30日以内に教育委員会に提出してください。

(3) 四半期報告書

指定管理者は、四半期報告書を作成し、各四半期終了後30日以内に教育委員会に提出してください。

(4) 利用者アンケート

指定管理者は、利用者アンケートを積極的に行い、年間最低150件以上回収してください。利用者の利便性の向上等の観点から、自主事業及び日常利用の中で、利用者アンケート等を活用することにより、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況を市へ報告してください。

(5) モニタリング等

定期モニタリングを年1回行います。その他、必要と認めた時に、随時モニタリングを行います。なお、市が定める生涯学習関連機関、団体、住民等に要請し、市と共にモニタリングを行う場合もあります。

(6) 業務改善の指示等

市は、指定管理者の事業評価の結果その他により改善が必要と認めたときは、業務改善などの指示を行います。

1.2 関係法規の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。御殿場市富士山市民のサロン条例及び手続条例のほか、特に以下のことに気をつけてください。

(1) 地方自治法

① 第244条第2項

普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではいけません。

② 第244条第3項

普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはいけません。

(2) 御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

「個人情報の保護に関する法律」第66条に基づき、手続条例第13条では指定管理者の守秘義務及び個人情報の取り扱いについて規定されているため、同条の規定を適用します。

〔参考：御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例「抜粋」〕

(個人情報の取扱い等)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 従事者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施することにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

1.3 指定期間開始前(令和7年度中)に行う業務

指定管理者は、指定期間の開始前に以下に示す業務を行うものとします。なお、以下に示す業務のための業務契約は行いません。また、その経費については選定された指定管理者の負担とします。

- (1) 協定についての市との協議
- (2) 利用料金等の設定
- (3) 配置する職員等の確保
- (4) 業務等に関する各種規定の作成及び協議
- (5) 前指定管理者との間で一定期間、事務事業の引継ぎ、各業務の習得
- (6) ホームページ等の作成
- (7) 必要書類及びパンフレット等の作成
- (8) その他必要とされる業務

1.4 指定期間終了前(令和13年1月～3月頃)に行う業務

指定管理期間終了の際、次回指定管理者募集のための資料を作成し、市へ提供してください。また、次期指定管理者に対し、滞りがないように事務事業の引継ぎを行うものとします。また、その経費については指定管理者の負担とします。

1.5 その他

- (1) 事業の継続が困難となった場合の措置
 - ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、教育委員会に生じた損害は指定管理者が賠償してください。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、富士山市民のサロンの業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。
 - ② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面により通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、富士山市民のサロンの業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

③ 上記の理由により、施設の予約や代理施設の斡旋等、利用者の不都合や不利益が生じないように保護してください。

(2) 守秘義務について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすこと及び自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(3) 環境への配慮

指定管理者は、御殿場市環境マネジメントシステムに基づいて、環境に十分に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。

(4) 業務の委託

個別の業務について第三者へ委託することは差し支えありませんが、すべての業務を一括して第三者へ委託してはなりません。管理上、専門的な業務については再委託を行う場合は、事業計画書にその旨記載するとともに、事業収支計画書に必要な経費を計上してください。

なお、再委託する場合は、御殿場市の経済及び地域活性化のため、市内業者の活用に配慮してください。

(5) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(6) その他、本紙及び仕様書に記載のない事項について

市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。